平成２４年（フ）第２０７号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1101番地８
債務者　小菅　武之
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０７号
横浜市神奈川区菅田町321番地１　新堀マンション赤坂301号
債務者　小林　純一
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０８号
横浜市神奈川区菅田町321番地１　新堀マンション赤坂301号
債務者　小林ひろ子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
富山県高岡市能町南３丁目45番地　サンアヴェニュー202号、旧住所富山県高岡市野村1311番地１　レオパレスアイフィールド211号
債務者　松井　雅明
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　央
4　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２２７号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田71番地３　オガワハウス２号棟301
債務者　原　隆
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮嵜　文恵
4　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３９号
栃木県那須郡那須町高久丙1166番地338、住民票上の住所相模原市緑区大島2247番地６
債務者　久野　幸廣
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　隆爾
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午後４時20分
6　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４０号
栃木県那須郡那須町高久丙1166番地338、住民票上の住所相模原市緑区大島2247番地６
債務者　久野よう子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　隆爾
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午後４時20分
6　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４５号
相模原市緑区東橋本３丁目19番８―308号
債務者　池田　俊浩
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　隆爾
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１７１０号
横浜市鶴見区駒岡４丁目23番49号
債務者　青木　忠勝
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　裕一
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２３号
横浜市栄区笠間１丁目４番43号
債務者　宮崎　敦史
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４号
三重県松阪市駅部田町10番地７
債務者　米川　佳久
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３５１号
兵庫県姫路市西延末44番地１
債務者　加藤　純子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１２号
松江市浜佐田町860番地１　ＴＡＫＥ―ＵＰⅢ303号、前住所松江市南平台24番７号
債務者　多久和博生
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　孝治
4　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
5　一般調査期間　平成24年11月16日から平成24年12月７日まで
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
松江市浜佐田町860番地１　ＴＡＫＥ―ＵＰⅢ303号、前住所松江市南平台24番７号
債務者　多久和奈津代
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　孝治
4　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
5　一般調査期間　平成24年11月16日から平成24年12月７日まで
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
松江地方裁判所民事部